

令和３年大川市農業委員会第３回総会議事録

１．開催日時 令和３年３月９日（火）
開 会 午前９時３０分から午前１０時１５分まで

２．開催場所 大川市役所 大会議室（３階）

３．出席委員（１４人）

１番 水落 常志	８番 宮原 晶彦
２番 古賀 林允	９番 武下 博子
３番 宮崎 文夫	１０番 辻 正光
４番 貞苅 謙二	１１番 吉川 康則
５番 梅崎 正道	１３番 植木 幸治
６番 山崎 忠文	１４番 龍 靖男
７番 柿添千鶴子	１５番 田中 博文

４．欠席委員（１人）

１２番 志牟田 文彦

５．傍聴人（０人）

６．付議議題

議案第６号	農地法第３条許可申請について
議案第７号	農地法第５条許可申請について
議案第８号	大川市農地利用集積計画について
議案第９号	下限面積（別段の面積）の設定について
報告第３号	農地法第１８条第６項通知について

７．事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

８．会議の概要

（開会）

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和３年第３回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員１５名

中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに令和3年第3回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第6号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番～3番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）
以上で、議案第6号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第7号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。
1番～2番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1番の申請目的は、駐車場及び倉庫用地であります。農地区分につきましては、用途地域内の農地で第3種農地であり、原則許可であります。面積的にも妥当な面積であり、工事は令和3年4月10日着工で、資金は金融機関の残高証明で確認しています。
2番の申請目的は、一般住宅であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすことになります。工事は令和3年4月20日着工で、資金は金融機関の仮審査にて確認しています。
以上により、1番～2番は許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。

次に、2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

柿添委員 2 番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番は申請どおり許可することに決しました。

次に議案第 8 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

以上で、議案第 8 号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に、議案第 9 号下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

農家台帳により、地区別、全体の経営農地面積別農家数割合を算出したところ、管内の農家で 40 a 未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を下らないため、来年度の下限面積の設定について、変更は行わないことを提案いたします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

議案第 9 号下限面積（別段の面積）の設定について、大川市全域 40 a とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号下限面積（別段の面積）の設定について、40 a とすることに決定しました。

以上で、議案第 9 号下限面積（別段の面積）の設定についての審議を終わりました。

次に、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長

職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

議 長

他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第3号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。
3番 宮崎 文夫 委員
4番 貞苅 謙二 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第3回大川市農業委員会総会を閉会致します。

令和3年 月 日

委員 （宮崎 文夫）

（自署）

印

委員 （貞苅 謙二）

（自署）

印